

中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校」の下に「、中高等学校」を加える。

第六条中「及び中学校」を「、中学校及び中高等学校」に改める。

第三十九条第一項中「初」を「初め」に、「終り」を「終わり」に改め、「中学校」の下に「、中高等学校」を、「中学部」の下に「若しくは中高部」を加える。

第四十八条第二項中「高等学校若しくはこれに」を「高等学校、中高等学校若しくはこれらに」に改める。
第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 中高等学校

第五十一条の二 中高等学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第五十一条の三 中高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

四 ゆとりのある学校生活の中で、多方面にわたる交流及び経験を通じた教育並びに個性に応じた多様性のある教育を実施することにより、自助、自立及び共生の精神を養うこと。

第五十一条の四 中学校の修業年限は、六年とする。

第五十一条の五 中学校の第三学年を修了した者は、中学校を卒業した者とみなす。

第五十一条の六 中学校の学科及び教科に関する事項は、第五十一条の二及び第五十一条の三の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第五十一条の七 都道府県の教育委員会は、性行不良であつて他の生徒の教育に妨げがあると認める中学校の学齢生徒があるときは、その保護者に対して、学齢生徒の出席停止を命ずることができる。

第五十一条の八 学齢生徒に係る事項を除き、中学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、監

督庁が、これを定める。

第五十一条の九 中高等学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

中高等学校には、前項のほか、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第五十一条の十 第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで、第三十四条及び第五十条第三項から第五項までの規定は、中高等学校に、これを準用する。

第五十六条中「高等学校」の下に「若しくは中高等学校」を加える。

第七十一条中「又は高等学校」を「高等学校又は中高等学校」に改める。

第七十二条第二項中「中学部の」を「中学部又は中高部の」に、「前項」を「前三項」に、「及び中学部を」を「、中学部及び中高部を」に改め、同条第一項中「及び中学部」を削り、同項ただし書を削り、同項の次に次の二項を加える。

盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校には、小学部のほか、中学部又は中高部を置かなければならない。

特別の必要のある場合においては、前二項の規定にかかわらず、小学部、中学部又は中高部のみを置くことができる。

第七十三条中「高等部」の下に「及び中高部」を、「高等学校」の下に「、中高等学校」を加える。

第七十五条第一項中「及び高等学校」を、「高等学校及び中高等学校」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改める。

第七十六条中「及び第五十一条」を「、第五十一条及び第五十一条の十」に改め、「、第五十一条」の下に「、第五十一条の十」を加え、「第五十条まで」を「第四十九条まで、第五十条（第五十一条の十において準用する場合を含む。）、第五十一条の四、第五十一条の五、第五十一条の八、第五十一条の九」に改める。

第八十二条の三第三項中「高等学校若しくはこれに」を「高等学校、中高等学校若しくはこれらに」に、「高等学校における」を「高等学校又は中高等学校における」に改める。

第一百六条第一項中「第七十三条」を「第五十一条の六、第五十一条の八（第七十六条において準用する場合を含む。）、第七十三条」に改め、同条第二項中「高等学校」の下に「、中高等学校」を加える。

第一百七条中「高等学校」の下に「、中高等学校」を、「第五十一条」の下に「、第五十一条の十」を加える。

附 則

- 1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に中高等学校という名称を用いている専修学校、各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条の二第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間はなお従前の名称を用いることができる。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備及び経過措置については、別に法律で定める。

理由

我が国の中等教育の現状にかんがみ、中高一貫教育を推進するため、中高等学校の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。